

給与に関する報告及び勧告

令和 2 年 10 月

横浜市人事委員会



人 調 第 5 1 5 号

令和 2 年10月21日

横浜市会議長 横山 正人 様
横浜市 長 林 文子 様

横浜市人事委員会委員長 水地 啓子

本委員会は、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、一般職の職員の給与に関して、別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第 1

(ページ)

職員の給与に関する報告	1
1 職員給与と民間給与の調査	2
2 職員給与と民間給与の比較等	3
3 国家公務員の給与	4
4 給与改定に関する考え方	4
(参考) 人事院勧告の骨子	5

別紙第 2

(ページ)

勧告	7
----	---

職員の給与に関する報告

本市職員の給与の決定については、市民及び職員の理解と納得を得る必要があることから、本委員会が、本市職員の給与と市内民間企業従業員の給与について、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させることで精確な比較を行い、民間給与の水準と均衡させることを基本に、必要な勧告等を行ってきた。

地方公務員法に基づく給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置としての機能を有するものであり、この勧告に基づき職員給与が決定されることで、職員給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とすることができると考える。

本委員会は、このような考え方にに基づき、職員給与と民間給与との比較をはじめ給与決定の基礎となる諸条件の調査を行った上で、本市職員の給与に関する報告を行うものである。

1 職員給与と民間給与の調査

(1) 職員給与の実態調査

本委員会は、本年4月1日現在における本市職員の給与等の実態を把握するため、「横浜市職員給与等実態調査」を実施した。

調査対象は、一般職の職員（技能職員、企業局職員及び休職者等を除く。）32,945人である。

調査項目は、本市職員の給料月額及び諸手当の支給状況等である。調査結果については、別途報告する。

(2) 民間給与の実態調査

本委員会は、市内民間企業従業員の給与等の実態を把握するため、人事院等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、全国統一の内容及び方法で行うものであり、調査対象は、市内民間事業所のうち、次表の調査対象産業に分類された、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上の民間事業所である。

本年の本市における調査対象事業所数は1,426事業所であり、これらを産業、企業規模、本店・支店の別の条件でグループ化し、各グループの中から無作為に抽出した300事業所について調査を実施した（層化無作為抽出法）。なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外されている。

調査項目は、次表の調査対象職種（54職種）に従事する者の4月分の給与月額、初任給月額、特別給（賞与等）及び諸手当の支給状況等である。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施した。特別給及び諸手当の支給状況等に関する調査については、6月29日から7月31日にかけて実地によらない方法により先行して実施した。実地が基本となる給与月額及び初任給月額に関する調査については、感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日にかけて実施した。

《調査対象産業等一覧》

項 目	内 容
調査対象産業 (1,426事業所)	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、その他のサービス業）
調査対象職種 (54職種)	事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員その他）、技能・労務（守衛その他）、教育（大学教授、高等学校教諭その他）、研究（研究員その他）等

2 職員給与と民間給与の比較等

(1) 特別給

本委員会は、市内民間事業所における昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給実績が、所定内給与月額の間月分かを把握し、これと条例で定められた本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を比較した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、市内民間事業所従業員の特別給の支給実績は、年間で所定内給与月額の4.47月分に相当しており、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合がそれを0.03月分上回っている。

民 間	本 市
4.47月分	4.50月分

[参考資料第2表（16頁）]

(2) 給与月額

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、4月分の給与について比較を行い、公民較差を算出することとする。

3 国家公務員の給与

人事院は、本年10月7日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行った。

勧告では、期末・勤勉手当について、国家公務員の平均支給月数が民間事業所従業員の特別給の支給割合（月数）を年間で0.04月分上回っており、支給月数を0.05月分引き下げるよう言及した。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととしている。また、月例給については、別途必要な報告及び勧告を行うこととしている。

[参考（5頁）]

4 給与改定に関する考え方

(1) 期末・勤勉手当について

特別給については、前記2(1)のとおり、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.03月分上回っていた。このため、期末・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げる必要がある。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くことが適当である。

(2) 給与月額について

別途、必要な報告及び勧告を行うこととする。

(参考) 人事院勧告の骨子

1 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

2 ボーナスの改定等

(1) 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

<ボーナス>昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

(2) ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職（一）…現行給与 408,868円 平均年齢43.2歳[対前年 △2,255円、△0.2歳]

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）を改正することを勧告する。

1 期末手当

次の表に掲げる支給割合となるよう、期末手当の支給割合を改定すること（再任用職員を除く。）。

(1) 令和2年12月期

一般職員	管理職員
100分の127.5	100分の107.5

(2) 令和3年6月期以降

一般職員	管理職員
100分の130	100分の110

2 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

第 1 部 民間給与の実態

(ページ)

令和 2 年職種別民間給与実態調査の概要……………15

第 1 表 産業別・企業規模別抽出事業所数……………15

第 2 表 民間における特別給の支給状況……………16

第 3 表 民間における冬季賞与の配分状況……………16

第 2 部 労働経済の動向

(ページ)

第 4 表 労働経済指標……………18

第1部 民間給与の実態

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、本市職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における賞与の支給の状況等
- ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 本年4月分の初任給の状況

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1)ア及びイに関する調査：6月29日(月)から7月31日(金)まで
- ・ (1)ウ及びエに関する調査：8月17日(月)から9月30日(水)まで

(3) 今回報告する内容

今回の報告の基礎となったのは、(1)ア及びイに関する調査である。

3 調査機関

本委員会、人事院及び都道府県、指定都市、特別区等の各人事委員会

4 調査の範囲等

(1) 対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所のうち、日本標準産業分類により分類された1,426事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 事業所の抽出

前記4(1)の事業所を産業、企業規模、本店・支店の別により16層に分類し、これらの層から300事業所を無作為に抽出した。

5 集計方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表 産業別・企業規模別抽出事業所数

産 業	企業規模	計	50人～	100人～	200人～	300人～	500人～	1,000人～	3,000人
			99人	199人	299人	499人	999人	2,999人	以上
産 業 計		299	35	47	27	26	46	33	85
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		27	8	1	3	2	4	5	4
製 造 業		86	8	21	7	7	11	6	26
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		66	9	11	10	4	12	8	12
卸 売 業、小 売 業		26	3	3	3	3	5	3	6
金 融 業、保 険 業、不 動 産 業、物 品 賃 貸 業		18	0	1	0	0	1	3	13
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		76	7	10	4	10	13	8	24

(注) 1 上記のうち、調査不能の事業所が67あった。

2 上記のほか、調査対象外であることが判明した事業所が1あった。

第2表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	381,695 円
	上半期 (A2)	381,517 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	865,591 円
	上半期 (B2)	840,454 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.27 月分
	上半期 (B2/A2)	2.20 月分
年 間 の 合 計		4.47 月分

- (注) 1 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 2 本市の期末・勤勉手当の年間の支給月数は、条例により現行4.50月と定められている。

第3表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
44.5	55.5	50.7	49.3

- (注) 1 一定率(額)分とは、在職期間に応じて一律に支給されるものをいう。
 2 考課査定分とは、勤務実績に応じて支給されるものをいう。

第2部 労働経済の動向

第4表 労働経済指標

項目			年度・年月		令和元年度				
			平成30年度	令和元年度	4月	5月	6月	7月	
生計費	消費支出 (総務省) [家計調査2人以上の世帯のうち勤労者世帯]	全 国	金額	※1 千円 315.3	※1 千円 323.9	337.2	332.3	308.4	321.2
			前年比 前年同月比	※1 % 0.7	※1 % 2.7	0.7	6.4	5.6	3.6
	横 浜 市	金額	※1 千円 313.4	※1 千円 340.6	316.8	312.8	320.5	358.0	
		前年比 前年同月比	※1 % △ 13.6	※1 % 8.7	△ 12.0	9.5	7.2	34.4	
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年度比 前年同月比	% 0.7	% 0.5	0.9	0.7	0.7	0.5
		横 浜 市	前年度比 前年同月比	% 0.8	% 0.5	1.4	0.8	0.9	0.8
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年度比 前年同月比	% 2.2	% 0.2	1.3	0.7	△ 0.2	△ 0.7
賃金・労働時間 (厚生労働省) 〔毎月勤労統計調査〕	全 国 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金額	千円 296.0	千円 296.2	299.5	294.8	297.6	296.4
			前年度比 前年同月比	% 0.6	% 0.1	0.3	0.1	0.3	0.0
		う ち 所定内給与	金額	千円 270.7	千円 271.2	273.4	269.4	272.4	271.6
			前年度比 前年同月比	% 0.6	% 0.3	0.3	△ 0.1	0.3	0.1
	神 奈 川 県 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金額	※1 千円 311.8	※1 千円 309.0	311.1	305.9	311.8	308.9
			前年比 前年同月比	% 2.3	※1 % △ 0.9	△ 1.4	△ 1.7	△ 0.1	△ 0.1
		う ち 所定内給与	金額	※1 千円 287.4	※1 千円 282.5	283.6	280.2	284.7	282.5
			前年比 前年同月比	※1 % 3.4	※1 % △ 1.7	△ 2.2	△ 2.4	△ 1.0	△ 0.8
	総実労働時間数		時間数	時間 146.8	時間 144.2	148.7	141.4	147.4	150.1
	[調査産業計]		う ち 所定外労働時間数	時間数	時間 12.5	時間 12.3	13.1	12.4	12.3
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数 (厚生労働省)		前年度比 前年同月比	% 0.5	% 1.3	1.1	0.8	1.0	1.2
	有効求人倍率 (厚生労働省)			倍 1.62	倍 1.55	1.63	1.62	1.61	1.59
	実質国内総生産 (内閣府)		前年度比 前 期 比	% 0.3	% 0.0	0.4			

(注) 1 賃金・労働時間及び雇用・生産の常用雇用指数は、事業所規模30人以上（パート・アルバイトを含む。）の数値である。
2 物価、きまって支給する給与、所定内給与及び雇用・生産の常用雇用指数は、平成27年基準の数値である。
3 実質国内総生産は平成23年連鎖価格である。
4 ※1 欄は、暦年の数値である。
6 数値は令和2年10月7日時点のものである。

年					令和 2 年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
325.5	329.7	305.2	304.0	345.4	312.5	303.2	322.5	303.6
1.7	8.9	△ 3.2	0.2	△ 1.6	△ 4.1	0.1	△ 7.6	△ 9.9
433.8	470.7	299.9	292.8	406.1	324.1	297.8	349.1	391.8
53.9	52.3	△ 8.7	1.0	23.2	3.3	6.2	23.7	23.7
0.3	0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1
0.6	0.4	0.1	0.5	0.5	0.3	0.0	△ 0.1	△ 0.4
△ 0.9	△ 1.1	△ 0.3	0.2	0.9	1.5	0.8	△ 0.4	△ 2.4
295.9	296.0	298.4	297.7	297.1	293.1	293.7	294.3	295.8
0.1	0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.2
271.3	271.8	273.0	271.9	271.8	269.1	269.2	269.9	273.0
0.2	0.2	0.2	△ 0.1	0.2	0.7	0.6	0.1	△ 0.1
310.7	306.7	310.5	311.5	312.0	299.4	303.2	300.7	298.5
△ 0.1	△ 1.3	△ 1.0	△ 1.0	0.5	△ 1.9	△ 1.0	△ 2.3	△ 4.1
285.4	281.8	282.6	284.2	285.4	275.0	278.3	276.2	275.6
△ 0.7	△ 1.9	△ 2.3	△ 1.7	0.0	△ 1.3	△ 0.6	△ 1.8	△ 2.8
141.6	142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9
11.6	12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6
1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1	0.9
1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32
0.0	△ 1.8			△ 0.6				

